

長第04100007号  
平成31年 4月 16日

各指定居宅サービス事業所  
各指定介護予防サービス事業所  
各介護保険施設 } 開設者 様

和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局  
長寿社会課 介護サービス指導室長  
( 公 印 省 略 )

「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準」等の送付について（通知）

介護分野における在留資格「特定技能」による外国人材の受入に関する通知と当該通知に関するQ&Aの送付がありましたので別紙により通知します。

当該基準については、本年4月1日から適用されることとなりますのでご留意願います。

なお、本通知は、法人に対して1部のみ送付しておりますので、傘下の対象となるサービス事業所等には貴職から通知し、周知徹底願います。

担 当：介護サービス指導室  
TEL：073-441-2527  
FAX：073-441-2523